

総務部 令和7年度当初予算案の概要

担 当 : 法務課
 総務・企画グループ
 担当者 : 桑原・川端
 内 線 : 2241
 直 通 : 06-6944-6130

一般会計	令和7年度当初予算額	314億 5,493万2千円	特別会計	令和7年度当初予算額	38億 2,063万5千円
	令和6年度当初予算額	222億 9,723万1千円		令和6年度当初予算額	32億 2,909万7千円
	令和6年度最終予算額	203億 3,600万3千円		令和6年度最終予算額	32億 2,919万3千円
	前年比 R7当初/R6当初	141.1%		前年比 R7当初/R6当初	118.3%

[一 般 会 計]

上段: 令和7当初
 中段: 令和6当初
 下段: 令和6最終

事業名	事業費	事業内容の説明
選挙執行費	36億 9,818万1千円 0 0	○参議院議員通常選挙費
市町村振興補助金	11億 5,000万円 10億 3,000万円 10億 3,000万円	府内市町村が持続的、安定的に行政サービスを提供できるよう、体制整備や行財政基盤の強化への取組み等を支援（基礎自治機能充実強化推進分を措置） 【3ページ 資料3参照】
大手前庁舎改修等事業費	16億 3,046万9千円 10億 8,544万3千円 8億 8,496万3千円	○旧職員会館撤去工事 390,000千円 ○新別館南館大研修室特定天井改修工事 266,000千円 ○本館西面他外壁その他改修工事 181,761千円 ほか
咲洲庁舎改修事業費	7億 1,382万1千円 10億 4,005万4千円 7億 4,671万3千円	○スプリンクラー消火設備改修工事 310,000千円 ○便所衛生器具改修工事(第2期) 125,000千円 ○ゴンドラ改修工事 80,143千円 ほか
庁舎本館活用推進事業費 (新規)	4,635万8千円 0 0	登録有形文化財に登録された本館について、令和8年の竣工100周年を機に歴史的建物としての活用をさらに推進していくため、夜間景観の向上に資するライトアップを実施 【4ページ 資料4参照】

[市町村施設整備資金特別会計]

上段: 令和7当初
 中段: 令和6当初
 下段: 令和6最終

事業名	事業費	事業内容の説明
市町村施設整備資金貸付事業費	37億 9,127万9千円 31億 9,977万9千円 31億 9,977万9千円	市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要等を支援 ・新規貸付額 25億円 通常枠 20億円 特別枠 5億円 【3ページ 資料3参照】

資料 2

総務部 令和6年度一般会計補正予算(第6号)案等の概要

一般会計	補正額	△19億 6,122万8千円	特別会計	補正額	9万6千円
	補正前予算額	222億 9,723万1千円		補正前予算額	32億 2,909万7千円
	補正後予算額	203億 3,600万3千円		補正後予算額	32億 2,919万3千円

[市町村施設整備資金特別会計]

〔上段:補正額
中段:補正前予算額
下段:補正後予算額〕

事業名	事業費	事業内容の説明
市町村施設整備資金貸付事業費	0千円 31億 9,977万9千円 31億 9,977万9千円	貸付金利息収入の増(及び一般会計繰入金の減)

担 当：【市町村振興補助金】
市町村局振興課振興グループ
担当者：舟岡、田中（祥）
内 線：2228・3501
直 通：06-6694-9110

担当：【市町村施設整備資金貸付金】
市町村局行政課財政グループ
担当者：山下、館山
内線：2215・2225
直通：06-6944-9112

基礎自治機能の充実・強化に向けた取組み

① 市町村振興補助金（基礎自治機能充実強化推進分）の拡充 【当初予算額：1億5千万円】

【事業概要】

令和6年4月に施行された「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」を受け、基礎自治機能の充実・強化に向けた市町村の自主的な取組に対し、府としてこれまで以上に市町村のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う必要がある。

そのため、人口減少・高齢化などにより様々な課題が顕在化する中、市町村が将来にわたり持続的・安定的に住民サービスを提供する機能や体制を維持できるよう、より踏み込んだ将来のあり方や人材確保・公共施設再編等の課題の解決に向けて取り組む市町村に対して、検討・議論の段階から支援。

【支援対象】

基礎自治機能の充実及び強化に資する取組のうち、府が特に推進するもの

取組例

- ・合併を選択肢に入れるなど踏み込んだ将来のあり方に関する検討・議論、丁寧な情報発信、議会や住民との課題共有、周辺市町村と連携した検討
- ・人材確保に係る取組（採用活動に係る行動計画の策定等）
- ・「公共施設再編計画」に基づく具体的な再編事案の検討

等

② 市町村施設整備資金貸付金（特別枠）の創設 【当初予算額：5億円】

【事業概要】

「基礎自治機能充実強化基本方針（案）」において課題に掲げる公共施設の最適配置を計画的に進めるため、公共施設等の建替えや除却に取り組む市町村の財政負担の平準化及び軽減を目的とした特別枠を創設。

【支援対象】

公共施設再編計画※を策定している市町村等

※大阪府では、市町村が将来的な公共施設の最適配置や総量縮減に計画的に取り組めるよう、数値目標や具体的な再編方針を記載した「公共施設再編計画」の策定を令和5年度から市町村に要請している（府独自の計画のため、策定は任意）

【対象事業】

公共施設等の再編（面積減を伴う建替え・除却）を優先的に採択

【貸付利率】

財政融資資金貸付金利の1/2

（参考）既存分（20億円）での貸付は財政融資資金貸付金利と同率

庁舎本館活用推進事業費【新規】

登録有形文化財 大阪府庁舎 本館のライトアップ

担 当：庁舎室庁舎整備課
 担当者：石塚、宇都宮
 内 線：7560
 直 通：06-6944-7560

【大阪府庁舎「本館」の有効活用】

大阪府庁舎 本館（以下、本館）については、本庁舎としての安全・安心の確保（耐震化・大規模修繕・セキュリティ強化等）を進める中でも、「府民に親しまれる魅力ある庁舎」をめざし、イベント等での使用や正庁の間の一般公開などの有効活用を行ってきました。

【事業概要】

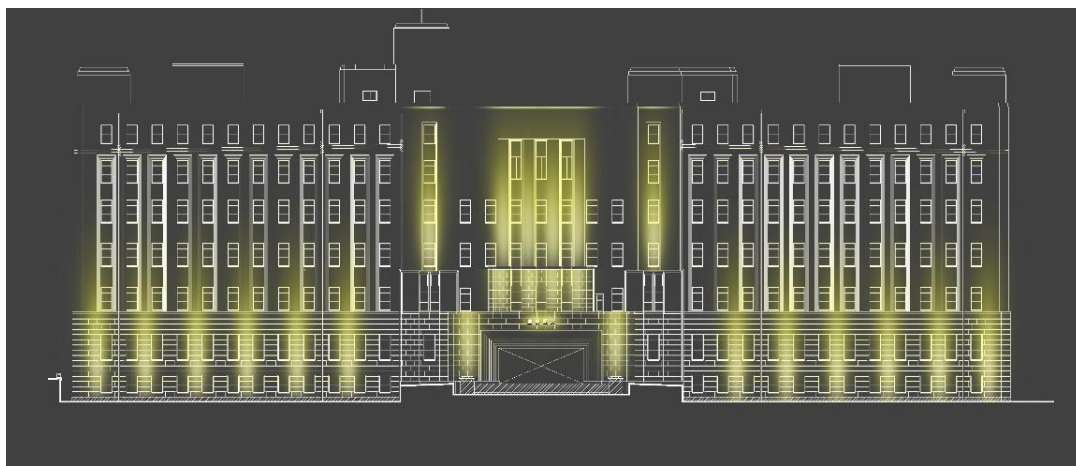
登録有形文化財に登録された本館については、令和8(2026)年に竣工100周年を迎えることから、これを機に歴史的建物としての活用をさらに推進していくため、ライトアップを行う屋外照明を設置し、夜間景観の向上を図ります。

ライトアップにより本館を光で演出することで、夜間における観光資源としての活用を図り、大阪城周辺エリア全体の魅力アップや誘客につなげていきます。

【事業費（宿泊税充当）】

項 目	事 業 費	内 容 ・ 内 訳
本館東面ライトアップ	46,358千円	工 事 費 : 36,800千円 工事監理費等 : 9,558千円 実 施 時 期 : 令和7年度

【本館ライトアップのイメージ】



総務部 令和 7 年 2 月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要

事件議決案（1 件）

件 名	概 要	所管局課
職員の給料の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関する和解の件	職員の給料の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関して、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 89 条第 1 項の規定により和解するため、議決を求めるもの。	企画厚生課

条例案（8 件）

件 名	概 要	所管局課
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	刑法等の改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることに伴い、関係する条例の規定について所要の改正を行う。 施行日：令和 7 年 6 月 1 日 〔関係条例〕 大阪府行政不服審査会条例ほか 3 6 条例	法 務 課
職員の退職手当に関する条例一部改正の件	雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正により、就業手当が廃止されたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 施行日：令和 7 年 4 月 1 日	企画厚生課
職員の給与に関する条例等一部改正の件	令和 6 年 1 0 月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 ・行政職及び教育職給料表以外の給料月額の上上げ ・通勤手当の支給限度額の上上げ 〔改正前〕 1 月につき 5 5, 0 0 0 円 〔改正後〕 1 月につき 1 5 0, 0 0 0 円 ・子に係る扶養手当の額の上上げ 〔改正前〕 1 人につき 1 0, 0 0 0 円 〔改正後〕 1 人につき 1 3, 0 0 0 円 ・配偶者に係る扶養手当の廃止 施行日：令和 7 年 4 月 1 日 〔関係条例〕 ・職員の給与に関する条例 ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・職員の定年の上上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	企画厚生課

件名	概要	所管局課
職員の旅費に関する条例等一部改正の件	国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。 〔主な改正内容〕 ・旅行中宿泊費について、定額支給方式を上限付きの実費支給方式に改める。 ・旅費の種類に包括宿泊費や宿泊手当を追加するとともに、その額について定める。 ・旅行役務提供者を利用した場合、当該者に対して旅費に相当する金額を支払うことができるようにする。 ・証人等の実費弁償における日当の規定を削除する。 施行日：令和7年4月1日 〔関係条例〕 職員の旅費に関する条例ほか8条例	企画厚生課
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	1 国家公務員について、育児のための時間外勤務の制限に係る子の対象年齢が3歳未満から小学校就学前まで引き上げられたことを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。 2 国家公務員について、介護離職を防止するための勤務環境の整備に関する措置等が各省各庁の長等に義務付けられることを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：令和7年4月1日	企画厚生課
知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	財政規律を堅持するため、知事及び副知事の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和7年3月31日から令和8年3月31日に延長する。 施行日：令和7年4月1日	企画厚生課
府吏員退隠料等条例一部改正の件	恩給法の改正により、みなし執行猶予の言渡しが取り消され刑が執行された場合、恩給等を停止できるようになったことに伴い、条例において同趣旨の改正等を行う。 施行日：令和7年6月1日	総務サービス課
大阪府附属機関条例一部改正の件	大阪府咲洲庁舎入居事業者選定委員会を新たに設置し、担任する事務を定める。 施行日：公布の日	庁舎室